

定款

規程-3

約款

規程-7

普通保険約款

低解約払戻金型長寿生存保険（有配当 2016）普通保険約款 規程-10

特約

個人年金保険料税制適格特約（2012） 規程-22
 保険料口座振替扱特約 規程-24
 保険料クレジットカード扱特約 規程-26
 事業保険扱特約（2012）（甲） 規程-27
 事業保険扱特約（2012）（乙） 規程-28

別表

別表 規程-29

お客様ID規程・ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程

規程-33

お客様ID規程 規程-34
 ログインID利用規程 規程-42
 法人向けお客様ID規程 規程-50

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、
ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセ
ンターに連絡ください。

定 款

(昭和22年5月2日制定)

(令和4年7月5日改正)

第1章 総 則

第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。
英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査等委員会
 - 二 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第3章 総代会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。
但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票(以下「社員投票」という。)によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日(第2項の場合には投票締切日をいう。)の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条 (社員投票)

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条 (議決権およびその代理行使)

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当社に提出しなければならない。

第18条 (議長)

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条 (決議方法)

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条 (定時総代会の招集)

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条 (臨時総代会の招集および招集請求権)

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めるときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会

第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

- 1 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

- 3 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第34条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第35条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第36条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査等委員会

第37条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第8章 計算

第40条（決算期日）

当会社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準

備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。

- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第42条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第43条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

第9章 基金

第44条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

第45条（基金拋出者の権利）

- 1 当会社は、基金の拋出者に対し、基金拋出契約の定めるところにより、基金拋出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拋出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拋出された基金の償却は、先に拋出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拋出者に対し、年1割を上限に基金拋出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第46条（基金の償却方法）

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、

第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑則

第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置
令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
 - (1)第45条関係
 - 1 令和元年度の基金の拋出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
 - 2 令和元年度に募集した基金が償却された時。
 - 2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
 - (1)第45条関係
 - 1 令和3年度の基金の拋出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
 - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
 - 3 令和4年7月5日付改正に関する経過措置
当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”
を記載しています。

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）の約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しております。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）は「低解約払戻金型長寿生存保険（有配当 2016）普通保険約款」が普通保険約款となります。

特約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・個人年金保険料税制適格特約（2012） | ・事業保険扱特約（2012）（甲） |
| ・保険料口座振替扱特約 | ・事業保険扱特約（2012）（乙） |
| ・保険料クレジットカード扱特約 | |

別表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表^{番号}）』について表を活用し、まとめて記載したものです。

※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

〔例〕低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款 第13条（保険料の払込）の規定の場合（第3項以下は省略）

第13条

第13条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

（1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

（1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

- 第1条 年金開始日、年金支払基準日
- 第2条 年金の種類
- 第3条 年金の種類または年金支払期間の変更
- 第4条 死亡一時金の支払に代えての年金の支払
- 第5条 年金の一括支払

2. 受取人

- 第6条 年金受取人
- 第7条 後継年金受取人
- 第8条 年金受取人または後継年金受取人の変更
- 第9条 遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

- 第10条 総則

4. 会社の責任開始期

- 第11条 会社の責任開始期

5. 契約締結時の書面

- 第12条 契約締結時の書面

6. 保険料の払込

- 第13条 保険料の払込
- 第14条 保険料の払込方法（経路）
- 第15条 保険料の一括払込または前納
- 第16条 払込期月内に保険料の払込がない場合

7. 請求、年金等の支払時期および支払場所

- 第17条 請求の手続き
- 第18条 指定代理請求人による請求
- 第19条 年金等の支払時期および支払場所

8. 保険契約上の保全取扱

- 第20条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第21条 年金額の減額
- 第22条 保険契約者に対する貸付

9. 保険契約者

- 第23条 保険契約者
- 第24条 保険契約者の住所の変更

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第25条 詐欺による取消
- 第26条 不法取得目的による無効

11. 告知

- 第27条 告知

12. 重大事由による解除

- 第28条 重大事由による解除

13. 解約

- 第29条 解約

14. 払戻金

- 第30条 払戻金

15. 被保険者の死亡等

- 第31条 被保険者の死亡
- 第32条 死亡時支払金受取人
- 第33条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第34条 保険料等の払戻に関する取扱

16. 社員配当

- 第35条 社員配当金の割当
- 第36条 社員配当金の分配

17. その他

- 第37条 契約年齢の計算
- 第38条 契約年齢または性別の誤りの処理
- 第39条 時効

低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障を行わず、年金開始日までの期間の解約払戻金の水準を低く設定することで、年金開始日以後の生存保障を重点的に行なうことを目的とした保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

第1条（年金開始日、年金支払基準日）

- 年金開始日は、被保険者の年齢（第37条（契約年齢の計算）に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）が、この保険契約の締結の際に約定した年金開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日（以下、契約日の年単位の応当日を「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）をいいます。
- 年金支払基準日はつぎの各号のとおりとします。なお、年金の支払時期は、第19条（年金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。

- （1）第1回年金支払基準日
年金開始日
- （2）第2回目以後の年金支払基準日
第1回年金支払基準日の毎年の応当日

第2条（年金の種類）

- 年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者の申出によって定めます。

（1）保証期間付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が、年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

（2）確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	将来の年金の現価に相当する金額	

- 前項第1号に定める保証期間付終身年金の保証期間は5年とします。

第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）

- 保険契約者は、年金開始日の前日に、会社の定める範囲内で、つぎの各号の変更をすることができます。ただし、年金開始日の前日に会社を取り扱っている年金の種類および年金支払期間に限りです。

- （1）年金の種類の変更
- （2）選択する年金の種類が確定年金の場合の年金支払期間の変更

- 会社は、本条の規定にかかわらず、年金の種類または年金支払期間の変更後の年金額が会社の定める限度を下回る場合は、年金の種類または年金支払期間の変更を取り扱いません。

第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）

- 第2条（年金の種類）の規定にかかわらず、年金受取人は、死亡一時金の支払に代えて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、継続して年金を受け取ることができます。

- （1）保証期間付終身年金
保証期間中

- （2）確定年金
年金支払期間中

- 前項の場合、この保険契約は、年金の種類に応じてつぎの時に消滅します。

- （1）保証期間付終身年金

保証期間が満了した時

(2) 確定年金

年金支払期間が満了した時

第5条（年金の一括支払）

年金開始日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、つぎの金額の一括支払（この取扱を以下、「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間中の最後の年金支払基準日前に限りです。

(1) 保証期間付終身年金

保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、年金の一括支払を行なったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの保険契約は消滅します。

(2) 確定年金

将来の年金の現価に相当する金額。この場合、この保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

2. 受取人

第6条（年金受取人）

1 保険契約者は、保険契約者または被保険者のうちから年金受取人を1人指定して下さい。

2 年金受取人は、年金開始日に、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第7条（後継年金受取人）

1 保険契約者は、年金開始日の前日に、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を1人指定して下さい。

2 前項の規定にかかわらず、年金開始日の前日において、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合で、第32条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるとき（死亡時支払金受取人が2人以上いる場合または第32条第3項の規定が適用される場合を除きます。）は、死亡時支払金受取人を後継年金受取人とします。ただし、保険契約者は、年金開始日の前日に、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人以外の1人の者を後継年金受取人に指定することができます。

3 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。

4 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に後継年金受取人の変更が行なわれていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行ないません。

(1) 被保険者

(2) 前号に該当する者がいない場合

年金受取人の法定相続人

5 前項第2号の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおりとします。

(1) その受取割合は均等割合とします。

(2) 当該後継年金受取人の中から他の後継年金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

6 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

7 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を1人指定して下さい。

第8条（年金受取人または後継年金受取人の変更）

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。

2 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから1人指定することを要します。ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限りです。

3 年金開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

4 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人として1人の者を指定することを要します。

5 第1項または前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人（前項の場合は後継年金受取人。以下、本項において同じ。）に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第9条（遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更）

1 前条（年金受取人または後継年金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、つぎに定める受取人の変更をすることができます。

(1) 年金受取人の変更

(2) 後継年金受取人の変更

2 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3 第1項第1号に定める年金受取人の変更については、前2項に定めるほか、前条第2項および第3項の規定を準用します。

- 4 第1項第2号の規定により変更された後継年金受取人については、第7条（後継年金受取人）第5項第2号の規定を準用します。
- 5 前4項による受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第10条（総則）

本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。

4. 会社の責任開始期

第11条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行いません。

5. 契約締結時の書面

第12条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 年金額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

6. 保険料の払込

第13条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

備考

1. 電磁的方法

第12条（契約締結時の書面）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

契約日からその翌年の契約当日の前日までの期間

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間

(ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合

月ごと当日からその翌月の月ごと当日の前日までの期間

(イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

契約当日からその翌年の契約当日の前日までの期間

3 第1項第2号の保険料が、それぞれの当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつきのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。

(1) 保険契約の消滅(第25条(詐欺による取消)または第26条(不法取得目的による無効)に該当する場合を除きます。)

(2) 第21条(年金額の減額)の規定による年金額の減額

4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数(月ごと当日から翌月の月ごと当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。

(1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと当日

(2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約当日の前日

第14条(保険料の払込方法(経路))

1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

(1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法

(2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法

(3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

(4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法(所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。)

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法(経路)を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法(経路)を選択することはできません。

(1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約

(2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約

(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約

3 第1項各号の保険料払込方法(経路)に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。

(1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率

(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率

4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法(経路)について、第2項の規定を適用します。

第15条(保険料の一括払込または前納)

保険契約者は、払込方法(回数)にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

(1) 月払契約の場合

(ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。

(イ)(ア)の場合、会社所定の率により割引きます(以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。)

(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第21条(年金額の減額)の規定により年金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。

(2) 年払契約の場合

(ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。

(イ)(ア)の場合、会社所定の利率で割引きます(以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。)

(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約当日ごとに保険料の払込に充当します。

(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第21条の規定により年金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。

第16条(払込期月内に保険料の払込がない場合)

1 保険料の払込が第13条(保険料の払込)第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

2 前項の通知を行なう場合、第24条(保険契約者の住所の変更)第2項の規定を準用します。

3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3

か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合は、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに年金の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（年金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、年金を支払いません。

7. 請求、年金等の支払時期および支払場所

第17条（請求の手続き）

- 1 年金または死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、支払事由が生じた年金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2回目以後の年金（年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、第2回目以後の保証期間中の年金）の請求については、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡一時金の支払事由が生じた旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。
- 4 会社が年金受取人に年金（年金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡一時金の支払事由が生じていたときには、会社は、死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡一時金が支払われることとなるときは、会社は年金受取人に死亡一時金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）に定める年金の種類または年金支払期間の変更
 - (2) 第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）に定める死亡一時金の支払に代えての年金の支払の請求
 - (3) 第5条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払の請求
 - (4) 第7条（後継年金受取人）に定める後継年金受取人の指定に関する通知
 - (5) 第8条（年金受取人または後継年金受取人の変更）に定める年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
 - (6) 第9条（遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更）に定める遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
 - (7) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定、指定代理請求人による年金の請求または指定代理請求人による年金の種類もしくは年金支払期間の変更
 - (8) 第20条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (9) 第21条（年金額の減額）に定める年金額の減額
 - (10) 第22条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - (11) 第23条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (12) 第29条（解約）に定める解約
 - (13) 第31条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
 - (14) 第32条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
 - (15) 第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
 - (16) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（年金等の支払を除きます。）

第18条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人または後継年金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の年金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。

- 4 第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）第1項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、保険契約者が年金の種類または年金支払期間の変更を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の年金の種類または年金支払期間を変更できない特別な事情があると会社が認めたとときは、第1項および第2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、保険契約者の代理人として年金の種類または年金支払期間の変更をすることができます。
- 5 指定代理請求人が第3項の請求または前項の変更を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第3項の規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に年金受取人を第3項に定める年金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の重大事由による解除の通知については、第28条（重大事由による解除）第2項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第19条（年金等の支払時期および支払場所）

- 1 年金等は、第17条（請求の手続き）に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第17条第3項本文の場合、前項中「第17条（請求の手続き）に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを、「それぞれの年金支払基準日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 年金等を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません（ただし、第17条第3項本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第17条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第28条（重大事由による解除）第1項第2号（ア）から（オ）までに該当する事実（同条第7項の規定により同条第1項第2号の規定を読み替えて適用する場合を含みます。）の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第17条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、年金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- 7 第17条第5項第16号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の年金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた可能性がある場合は、被保険者が死亡した原因の確認について、前4項の規定を準用します。

8. 保険契約上の保全取扱

第20条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第21条（年金額の減額）

- 1 保険契約者は、年金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により年金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。
 - (1) 減額後の年金額が会社の定める限度を下回る減額
 - (2) 年金開始日が到来している保険契約の減額

第22条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、年金開始日前に限り、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利息を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利息を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利息が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が年金開始日以後となるときは、貸付期間の満了日は年金開始日の前日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利息を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利息がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 年金額を減額したとき
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 年金開始日の前日までに本条の貸付金の元利息が返済されないときは、年金開始日の前日に責任準備金から貸付金の元利息を差し引きます。ただし、差し引き後の責任準備金によって計算される年金額が会社の定める金額に満たないときは年金の支払を行わず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、保険契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利息（以下、「既貸付元利息」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利息に相当する金額は、既貸付元利息の返済に充当します。
- 9 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌末日までに本条の貸付金の元利息を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 10 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利息の返済が判定日の属する月の翌末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利息の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利息が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 11 前2項の通知を行なう場合、第24条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 12 第10項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利息が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 13 判定日以後に本条の貸付金の元利息の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第10項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利息の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第9項に定める本条の貸付金の元利息の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 14 第10項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利息の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

9. 保険契約者

第23条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、年金開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に

対しても効力を生じます。

- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第24条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

11. 告知

第27条（告知）

会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知および会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

12. 重大事由による解除

第28条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) この保険契約の年金等の請求に関し、年金受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (3) 前2号のほか、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前2号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 3 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第23条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。年金受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に年金等の支払事由に該当し、その年金等が支払われる場合
会社は、解除された日における解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 前号以外の場合
会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日における解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。
- 5 第1回年金支払基準日以後に本条の規定により保険契約が解除された場合には、前項中「解約払戻金」とあるのは、年金の種類に応じて、つぎのとおり読み替えます。
 - (1) 保証期間付終身年金
「保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（なお、保証期間経過後は支払う金額はありません。）」
 - (2) 確定年金
「将来の年金の現価に相当する金額」
- 6 第1項第2号のみに該当した場合で、第1項第2号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、その年金受取人に対応する部分についてのみ本条の規定を適用するものとします。
- 7 死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第2号中「保険契約者、被保険者または年金受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または年金受取人」とあるのは「保険契約者、年

金受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第2号の規定を適用します。

13. 解約

第29条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 会社は、前項の規定にかかわらず、第1回年金支払基準日が到来している保険契約の解約は取り扱いません。
- 3 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

14. 払戻金

第30条（払戻金）

- 1 解約払戻金は、この保険契約の経過した年月数により計算した金額に、70%を乗じて計算します。
- 2 責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

15. 被保険者の死亡等

第31条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 前項の場合、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第34条（保険料等の払戻に関する取扱）第2項から同条第4項までの規定を準用して支払います。
- 3 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前2項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - （1）死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
 - （2）会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - （3）死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 4 被保険者の死亡により会社が死亡払戻金または解約払戻金を支払う場合、この保険契約の消滅時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第32条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第13条（保険料の払戻）、第15条（保険料の一括払戻または前納）および第36条（社員配当金の分配）の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を次項の規定により支払います。
 - （1）第13条に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - （2）第13条に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - （3）第15条により払い戻す保険料一括払戻金または保険料前納金の残額
 - （4）第36条に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金（年金開始日前の場合に限ります。）
- 2 前項に定める支払うべき金額については、保険契約者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、保険契約

者の他の法定相続人を代理して請求するものとしす。

- (1) この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第18条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 3 前項の規定により、会社が第1項に定める支払うべき金額を支払った場合には、その後重複してその金額の請求を受けず、会社はこれを支払いません。
 - 4 故意に被保険者を死亡させた者は、第2項に定める請求を行なうことができません。
 - 5 被保険者が死亡した場合、死亡時支払金受取人がいるときは、前4項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - (1) 第13条、第15条および第36条の規定にかかわらず、会社は、第1項に定める支払うべき金額を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第1項に定める支払うべき金額をその他の死亡時支払金受取人に支払います。

16. 社員配当

第35条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につぎの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する年金開始日前の保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する年金開始日前の保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、年金開始日が到来する保険契約
 - (4) つぎの事業年度中に、年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
 - (5) つぎの事業年度中に、死亡一時金の支払により消滅する保険契約
 - (6) つぎの事業年度中に、保証期間経過後の被保険者の死亡により消滅する保険契約
 - (7) つぎの事業年度中に、年金支払期間が満了する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第36条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、つぎの保険年度の契約応当日が年金開始日のときには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
 - (2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
 - (ア) 保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
 - (イ) 年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に第22条（保険契約者に対する貸付）の規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する方法で分配します。
- 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
 - (1) つぎの保険年度の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。
 - (2) 選択する年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一括支払が行なわれた保険契約については、つぎのとおり分配します。
 - (ア) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、つぎの保険年度の契約応当日が保証期間経過後最初に到来する年金支払基準日である場合には、割り当てた社員配当金は年金とともに支払います。
 - (イ) (ア) によって積み立てた社員配当金は年金受取人の請求があったとき、保険契約が消滅したときまたは保証期間経過後の最初の年金支払の際に、年金受取人に支払います。
- 5 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、死亡一時金とともに年金受取人に支払います。
- 6 前条第1項第6号および第7号の規定により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。
- 7 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
 - (3) 第3項、第4項および第5項の規定に準じて分配する方法

17. その他

第37条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第39条（時効）

年金等、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第12条（契約締結時の書面）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

個人年金保険料税制適格特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、年金保険契約または低解約払戻金型長寿生存保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

第1条（特約の付加）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が会社の定める基準のほか、つぎのいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

第2条（税制適格のための特別取扱）

この特約が付加されている保険契約については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約の約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
主約款の社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- (2) 解約払戻金その他の払戻金の取扱
会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (ア) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金額
 - (イ) 主契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
 - (ウ) 保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額
- (3) 主約款に定める貸付金が年金開始日前に返済されない場合の取扱
主約款に定める貸付金があるままで年金開始日が到来したときは、保険契約者の申出により、つぎのいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - (ア) 貸付金の元利金を会社が支払うべき第1回目の年金から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか社の定める金額をこえる場合は、(イ)の方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - (イ) 年金の一括支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか社の定める金額をこえる場合は、主契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金開始日の前日における主契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (4) 保険契約の内容の変更等の取扱
主契約の内容の変更等については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 前条（特約の付加）の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の基準に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金がか社の定める払戻金の一定割合をこえることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。

第3条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 保険料払込免除特約により、主契約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 保険契約者が変更され、第1条（特約の付加）第1号に定めるこの特約の締結時の基準に反することとなったとき
- 2 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条（税制適格のための特別取扱）第2号および第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第2号の規定により積み立てられた金額があるときは、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引

きます。

第4条（特約の解約）

この特約だけの解約はできません。

第5条（主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合の特則）

主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡により第2条（税制適格のための特別取扱）第1号または第2号の支払うべき金額を会社が支払うときは、主約款の保険料等の払戻に関する取扱に関する規定に定める、保険契約者の他の法定相続人を代理して請求する場合の取扱を準用します。
- (2) 被保険者が死亡した場合、死亡時支払金受取人がいるときは、前号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条第1号および第2号の規定にかかわらず、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額をその他の死亡時支払金受取人に支払います。
- (3) 主約款の規定により、年金の一括支払が行なわれた保険契約については、第1回年金支払基準日以後に割り当てた社員配当金は、保証期間中は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払基準日以後の年金支払基準日に、会社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人に支払います。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により、この特約が付加された主契約が特定契約として取り扱われている場合は、特定契約の普通保険約款、特約の約款または第2条（税制適格のための特別取扱）第1号の規定にかかわらず、すべての特定契約につぎの各号の規定を適用します。

- (1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
特定契約の普通保険約款に定める社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に特定契約に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合
積み立てた社員配当金については、保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (イ) 主契約の消滅後も他の特定契約がある場合
積み立てた社員配当金については引き続き積み立て、他の特定契約の普通保険約款における複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める社員配当金を合算して積み立てる場合の規定にもとづき取り扱います。
- (2) 解約払戻金その他の払戻金の取扱
主契約を除く特定契約において会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (ア) 解約または減額された場合に支払うべき払戻金
 - (イ) 特定契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
 - (ウ) 保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額

保険料口座振替取扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特約）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
- 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更した

ものとして扱います。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとして扱います。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとして扱います。

事業保険扱特約（2012）（甲）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体を保険契約者とし、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける団体所属員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）被保険者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）被保険者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）被保険者が団体を脱退したとき
 - （2）事業保険扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（乙）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体を保険契約者とし、団体の所属員または構成員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 被保険者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

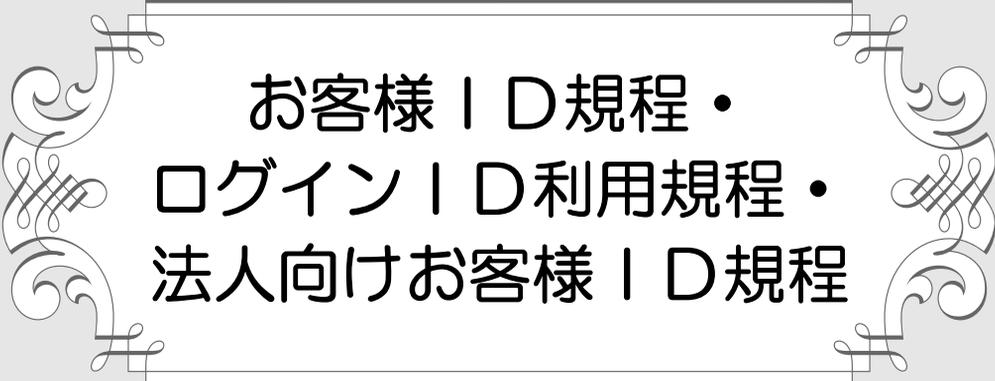
- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 年金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 死亡一時金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第2条) 継続して年金を受け取る方法 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 年金の一括支払金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による年金の請求 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票 (5) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (6) 年金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (7) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (8) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
5. 年金の種類または年金支払期間の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 指定代理請求人による年金の種類または年金支払期間の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 年金の種類または年金支払期間を変更できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
7. 後継年金受取人の指定 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 年金受取人または後継年金受取人の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
9. 遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人。(4)、(5)において同じ。)の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 指定代理請求人の指定・変更指定 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険料払込方法(回数)の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 年金額の減額 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 保険契約者に対する貸付 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 保険契約者の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 解約 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 被保険者の死亡 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類) [官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。)を保険契約者とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて(注)もご覧ください。なお、死亡時支払金受取人がいるときは、保険契約者と死亡時支払金受取人が同一人となる場合に限り。]
17. 死亡時支払金受取人の指定または変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
18. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
19. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と年金受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の死亡払戻金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡払戻金の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。なお、死亡時支払金受取人がいるときは、保険契約者と死亡時支払金受取人が同一人となる場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ①死亡退職金等の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。) ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	



お客様ID規程・
ログインID利用規程・
法人向けお客様ID規程

お客様ID発行等、お客様のサービス利用に
関するとりきめを記載しています。

※個人のお客様について、契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。

※2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>)
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、
ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセ
ンターに連絡ください。

お客様ID規程

(2024年4月2日改定)

お客様ID規程の趣旨

お客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。

- (1) お客様IDとパスワードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様IDとパスワードを発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様IDとパスワードが発行された保険契約者等は、会社が定める場合に本規程に定める各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。
- 2 会社が前項の申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、会社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、会社との取引のために会社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。ただし、保険契約者等が法人の場合その他会社が定める場合を除きます。
- 5 会社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 6 保険契約者等または保険契約によっては、つぎの各号に定める取扱の全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）に定める取扱
 - (3) 第4条（会社所定の専用端末による取引）に定める取扱
 - (4) 第5条（電話による取引）に定める取扱

第2条（パスワードの登録）

- 1 会社がお客様IDの発行を承諾した場合には、保険契約者等に会社が付与した仮パスワードを発行します。
- 2 前項のほか、保険契約者等の申出により会社は仮パスワードを発行します。仮パスワード発行後は、既に登録されているパスワードがあっても、これを無効とします。
- 3 保険契約者等は、前2項の規定により発行された仮パスワードを用いて、会社が定める方法によりパスワードを登録することを要します。保険契約者等は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号をパスワードとして登録してはならないものとし、会社は、登録されているパスワードが生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、保険契約者等にその旨を連絡します。この場合、保険契約者等は会社が定める方法によりパスワードを変更することを要します。パスワードの変更が行われない場合は、会社は第3条から第5条に定めるパスワードを使用した取引（以下、「お客様IDによる取引」といいます。）を停止することがあります。

パスワードの登録が行われない場合はお客様IDによる取引ができません。
- 4 保険契約者等が、会社の定める方法により事前にメールアドレスを登録した場合には、第3条第3項および第4条第2項に定めるメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 5 保険契約者等は、事前に登録したメールアドレス（以下、「登録メールアドレス」といいます。）に変更が生じたときは、ただちに会社に通知してください。
- 6 パスワード、仮パスワードおよび登録メールアドレスは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める

取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等（以下、「据置保険金」といいます。）の支払請求
 - (3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
 - (4) 給付金・保険金等の請求
 - (5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
 - (6) 保険金等の受取人の変更
 - (7) 指定代理請求人の指定、変更指定
 - (8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止
 - (9) その他会社の定める取引
- 2 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および会社が発行する所定の番号（以下、「所定の番号」といいます。）を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニース特約等の付加
 - (2) 定期保険等の更新等の手続
 - (3) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
 - (4) 払済保険への変更請求
 - (5) 特約変更の申込
 - (6) その他会社の定める取引
- 3 前2項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、前条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 4 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 5 パソコンまたは携帯電話等による取引の支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。
- 6 パソコンまたは携帯電話等による取引で、会社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 7 第1項から第3項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。
- 8 故障等により、パソコンまたは携帯電話等による取引ができないときは、第4条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

第4条（会社所定の専用端末による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、会社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- なお、2024年9月22日以降、会社は、会社の定める取扱の範囲内で、保険契約者等が事前に登録した連絡先電話番号、メールアドレス、携帯電話番号に、所定の番号（以下、「確認コード」といいます。）を送信する場合があります。このとき、保険契約者等は受信した確認コードを会社の定める方法により入力することを要します。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める前条第1項第1号から第9号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (2) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および所定の番号を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める前条第2項第1号から第6号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (3) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードを入力することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - ① 保険金等の受取人の変更
 - ② 指定代理請求人の指定、変更指定
 - ③ その他会社の定める取引
- 2 前項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、第2条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき専用端末を使用してつぎのとおりメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特

定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。

- (2) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い手続きすること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 3 故障等により、専用端末による取引ができないときは、前条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 4 前3項に定めるほか、前条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、前条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（電話による取引）

1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、電話を使用して、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、およびパスワードを送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求
- (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
- (3) その他会社の定める取引
- 2 故障等により、電話による取引ができないときは、第3条または前条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 3 前2項に定めるほか、第3条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、第3条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「電話による取引」と読み替えます。

第6条（手数料）

本規程に定める取引、その他会社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第7条（保険契約貸付についての細則）

1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱いします。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱いします。

- (1) 貸付金の利息は会社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
- (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き前項の規定が適用されます。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第8条（情報の利用）

- 1 会社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報について、会社が定める「個人情報保護方針」に則り取扱うものとします。
- 2 会社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第9条（複数の本規程適用契約がある場合の取扱）

複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、第3条から第5条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

第10条（保険契約の追加等の場合の取扱）

本規程が適用されている保険契約者等が、新たに会社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、会社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第11条（お客様IDの消滅等）

- 1 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、会社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき、または保険契約者等が死亡したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。
- 2 前項に定める場合のほか、保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引または電話による取引を停止することがあります。

第12条（会社の免責）

- 1 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのた

- めに生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 2 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
 - 3 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、パソコンまたは携帯電話等、専用端末、電話の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様ID、パスワード、仮パスワード、登録メールアドレスまたは取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
 - 4 第3条第1項および第4条第1項第1号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、または保険契約者等の生年月日の月日に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。
 - (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
 - (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日
 - 5 第3条第2項および第4条第1項第2号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、保険契約者等の生年月日の月日、または所定の番号に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。
 - (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
 - (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日
 - (5) 会社が受信した所定の番号と会社が発行した所定の番号
 - 6 第3条第3項および第4条第2項第1号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容としてメールによる仮パスワードの発行を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、保険契約者等のカナ氏名、生年月日、または登録メールアドレスに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。
 - (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したカナ氏名と会社に登録されている保険契約者等のカナ氏名
 - (4) 会社が受信した生年月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日
 - (5) 会社が受信したメールアドレスと会社に登録されているメールアドレス
 - 7 第4条第1項第3号に定める取引を行う場合で、会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワードについて一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、パスワードに不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。
 - 8 第4条第2項第2号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、過失なく本人確認を行ったにもかかわらず、その申出が本人以外の者による申出であったときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
 - 9 第5条に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、またはパスワードに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
 - (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

第4編 終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定

第13条（会社所定のカードの取扱）

- 1 有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、「有配当終身保険契約等」といいます。）の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社所定のカードを会社の本店または会社の指定した窓口で提示し、登録されているパスワードを入力することにより、会社の定める本人を証明する資料の提出に代えることができます。ただし、会社の定める営業時間内に限ります。

2 保険契約者等は、貸与された会社所定のカードについて、他人に使用されないよう責任をもって管理するものとします。

第14条（自動取引機による取引）

1 有配当終身保険契約等の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社の自動取引機および会社が指定した提携先の自動取引機（以下、「取引機」といいます。）を設置した場所においては、取引機に会社所定のカードを挿入し、取引機の指示に従い、パスワードを送信することにより、本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、会社の定める方法により、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。ただし、第2条第3項の規定によりパスワードの登録が行われない場合は、取引はできません。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
- (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
- (3) 会社の定める保険料の払込
- (4) その他会社の定める取引

2 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が前項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。

3 取引機による支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。

4 第1項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。

5 故障等により、取引機による取引ができないときは、第3条から第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

6 複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、本条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

7 前項の場合において、取引を行う保険契約の指定は会社所定の順序で行うものとします。

8 前項は、複数の本規程適用契約がある保険契約者等が取引を行う保険契約を選択しない場合に準用します。

9 保険契約者等が取引機により第1項に定めるいずれの取引も行わないまま10年を経過した場合には、会社の定める基準により取引機による取引を休止することがあります。

10 前項により取引機による取引が休止となった保険契約者等は、必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等会社の定める手続きにより、取引機による取引を再開することができます。

第15条（偽造カード等による取引等）

偽造および変造カードによる前条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、保険契約者等の故意による場合または当該取引について会社が善意かつ無過失であって保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、保険契約者等は、会社所定の書類を提出し、会社所定のカードおよびパスワードの管理状況、被害状況、警察への通知状況等について会社の調査に協力するものとします。

第16条（盗難カードによる取引等）

1 会社所定のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた第14条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、つぎの各号のすべてに該当する場合、保険契約者等は会社に対して当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) 会社所定のカードの盗難に気づいてからただちに、第17条第1項に定める会社への通知が行われていること
- (2) 会社の調査に対し、保険契約者等より十分な説明が行われていること
- (3) 会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2 前項の請求がなされた場合、当該取引が保険契約者等の故意による場合を除き、会社は、第17条第1項に定める会社への通知が行われた日の30日（ただし、会社に通知することができないやむを得ない事情があることを保険契約者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、保険契約者等に過失があることを会社が証明した場合には、会社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3 前2項の規定は、第17条第1項に定める会社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当することを会社が証明した場合には、会社は補てん責任を負いません。

- (1) 当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合
 - ② 保険契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦（夫）等。）によって行われた場合
 - ③ 保険契約者等が、被害状況についての会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して会社所定のカードが盗難にあった場合

5 保険契約者等が、当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）について、つぎの請求権の全部または一部の支払いを受けた場合、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額を第2項に定める補てんの金額から控除します。ただし、第2項ただし書の適用がある場合は、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額が、補てん対象額の4分の1を超えるときに限り、当該超える金額を第2項ただし書に定める補てんの金額から控除します。

- (1) 当該取引が効力を有しない場合に、保険契約者等が会社に対して有する当該取引にかかる払戻請求権
 - (2) 当該取引が効力を有する場合に、保険契約者等が当該取引を行った者またはその他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権
- 6 保険契約者等が第2項に定める補てんを受けた場合、保険契約者等は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第1号の請求権にかかる支払の請求を行うことができません。
 - 7 保険契約者等は、当該取引を行った者またはその他の第三者から第5項第2号の請求権の全部または一部の支払いを受けた場合は、会社に対し当該支払いを受けたことおよびその金額をすみやかに通知することとします。また、会社が第2項に定める補てんを行った場合、会社は、当該補てんを行った金額の限度において、保険契約者等の有する第5項第2号の請求権を取得します。

第17条（会社所定のカードの偽造、盗難、紛失、損傷、届出事項の変更等）

- 1 会社所定のカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、保険契約者等はただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知し、ただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。この通知を受けたときは、会社は、ただちに会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引の停止の措置を講じます。
この通知前に生じた会社のカード機能に関する損害については、第15条および前条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 会社所定のカードを損傷した場合またはパスワード、氏名、取引口座、振替口座、およびその他の届出事項を変更する場合には、保険契約者等はただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等、会社が定める方法で手続きをするものとします。
- 3 前2項の提出があった場合には、会社は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等に会社所定のカードを再貸与します。この場合、相当の期間をおくことがあります。会社所定のカードを再貸与する場合は、前2項の提出があったときから、従前の会社所定のカードは無効とし、会社に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前の会社所定のカードが見つかった場合に返却するものとします。）。
- 4 提携カード会社等への届出および提携カード会社等のカード機能に関する損害については、提携カード会社等が別に定める規定に従うものとします。
- 5 前項の届出があった場合には、会社および提携カード会社等は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等にクレジット提携カードを再貸与します。クレジット提携カードを再貸与する場合は、前項の届出があったときから、従前のクレジット提携カードは無効とし、提携カード会社等に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前のクレジット提携カードが見つかった場合に返却するものとします。）。

第18条（会社所定のカードの譲渡、質入等の禁止）

保険契約者等は、会社所定のカードを譲渡、貸与、質入または担保提供することはできません。

第19条（会社所定のカードの有効期限）

- 1 クレジット提携カードの有効期限は会社が指定するものとし、クレジット提携カード表面に記載された年月の末日までとします。
- 2 クレジット提携カードの有効期限が到来する場合で、会社および提携カード会社等が引き続き適当と認めるときには、新しいクレジット提携カードを貸与します。この場合には、引き続き本規程を適用し、以後も同様とします。
- 3 クレジット提携カード以外の会社所定のカードについて、会社は、その有効期限を特に指定することがあります。有効期限が到来した場合で、会社が引き続き適当と認めるときは、新しい会社所定のカードを貸与します。

第20条（会社の免責）

- 1 第13条第1項または第14条に定める会社所定のカードおよびパスワードによる方法により、会社が取引に使用された会社所定のカードが会社が保険契約者等に貸与したカードであること、および入力もしくは送信されたパスワードが登録されているパスワードと一致していることを確認のうえ、取引を行った場合には、会社所定のカードまたはパスワードにつき偽造、変造、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 3 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 4 第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、取引機の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様IDおよびパスワード、取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第21条（会社所定のカードの取扱の停止等）

- 1 第11条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引を停止することがあります。
 - (1) 保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
 - (2) 保険契約者等が提携カード会社等との契約を解約したとき
 - (3) 提携カード会社等の定めるところにより、提携カード会社等がクレジット提携カード取扱を不適当と認めるとき
 - (4) 保険契約者等が会社所定のカードの改ざんまたは不正使用を行ったとき

- (5) 会社所定のカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると会社が判断した場合
 - (6) その他本規程に違反した場合等、会社が本規程による取扱を不適当と認めたとき
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅した場合または前項の規定により会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引もしくは電話による取引を停止した場合、会社所定のカードは無効とし、会社（クレジット提携カードの場合は提携カード会社等）に返却するものとします。
- ただし、クレジット提携カードについて、第11条（保険契約者等の死亡の場合を除きます。）または前項第1号、第4号、第5号、もしくは第6号に該当した場合で、提携カード会社等が、提携カード会社等の定める期限まで引き続きカード利用を認めるときには、提携カード会社等のカードとしては引き続き利用できます。
- 3 会社が、第11条または第1項の会社所定のカードの取扱を停止する前に、会社所定のカードにより取引がなされ、損害が生じた場合には、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第23条（保険契約貸付についての細則）

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特別の規定により貸付を受けるときには、第7条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
- (1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、会社は積立配当金を貸付金の元利返済にあてることがあります。
 - (3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (4) 利息は、毎年の貸付当日に元金に繰り入れます。
- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによります。
- 3 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第5編 付則

第24条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて会社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第25条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第26条（規程の変更、廃止、補充）

- 1 会社は、つぎのいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
- (1) 保険契約者等の利益に適合するとき
 - (2) 会社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を会社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 保険契約者等がクレジット提携カードを提携カード会社等のカードとして利用する場合には、提携カード会社等が別に定めるカード規定を適用します。

第27条（仮パスワードの有効期限）

つぎの各号に定める仮パスワードは、所定の期日経過後に無効となります。

- (1) 2013年11月30日以前に発行された仮パスワード
- (2) つぎの保険契約をとりまとめて発行されたお客様IDについて発行された仮パスワード
 - ① 無配当変額年金保険（H13）
 - ② 変額年金保険（無配当H14）
 - ③ 最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）
 - ④ 予定利率変動型年金保険（無配当H14）
 - ⑤ 積立利率変動型年金保険（無配当H16）（I型）
 - ⑥ 積立利率変動型年金保険（無配当H16）（II型）
 - ⑦ 積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（円建）
 - ⑧ 積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（米ドル建）
 - ⑨ 積立利率変動型年金保険（無配当H18）（I型）

- ⑩積立利率変動型年金保険（無配当H18）（Ⅱ型）
- ⑪年金原資保証機能付株価指数連動型年金保険（無配当H20）
- ⑫予定利率変動型一時払逋増終身保険（無配当H22）

第28条（経過措置）

- 1 「ニッセイカード規定」（1998年3月30日改定）によりニッセイカードを貸与されている保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。
- 2 前項の場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイカード」に読み替えます。
- 3 2010年4月1日以前にニッセイ保険口座を開設していた保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。この場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイ保険口座カード」に読み替えます。
- 4 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、会社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、会社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 5 2018年9月23日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2018年9月22日以前に、第14条第1項第1号および第2号に定める取引が行われた場合、2018年9月23日以降も、第15条および第16条の条項は失効せず、当該取引について、第15条および第16条の条項を適用します。
 - (1) 第13条から第21条
 - (2) 第26条第3項
- 6 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項は失効せず、当該取引について、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項を適用します。
 - (1) 第1条第6項第4号
 - (2) 第5条
 - (3) 第12条第9項
- 7 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「第5条」の文言は、「第4条」に改めます。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、当該取引について、本項本文により改める前の第2条第3項および第12条第1項・第2項・第3項を適用します。
 - (1) 第2条第3項
 - (2) 第9条
 - (3) 第12条第1項・第2項・第3項
 - (4) 第14条第5項
- 8 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「または第5条」の文言は、削除します。
 - (1) 第3条第8項
 - (2) 第4条第3項
- 9 2022年4月2日以降、第23条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第23条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第23条第2項は失効せず、当該取引について、第23条第2項を適用します。
- 10 2024年9月22日以降、保険契約者等が会社の定める方法により「ログインID利用規程」を締結した場合、以降は本規程の適用を終了します。なお、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、「ログインID利用規程」の「保険契約貸付についての細則」を引き続き適用します。
- 11 2025年4月1日以降、第3条第1項、第2項、第4項、第5項および第6項は効力を失います。また、第4条第3項の規定は「故障等により、専用端末による取引ができないときは、請求書等による方法で取引を行ってください。」に改めます。

第29条（各種書面等におけるお客様ID、パスワード、仮パスワードの呼称）

各種書面等において、「お客様ID」を「お客様番号（お客様ID）」と、「パスワード」を「暗証番号（パスワード）」または「暗証番号」と、「仮パスワード」を「初期暗証番号（仮パスワード）」または「初期暗証番号」と、それぞれ呼称することがあります。

ログインID利用規程

(2024年9月22日創設)

前文

この規程（以下「本規程」といいます。）は、日本生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリ「日本生命アプリ」およびホームページ（これらを合わせて、以下「ニッセイマイページ」といいます。）等を通じて、本規程に定める当社が提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスをご利用いただく皆さま（以下「本サービス利用者」といいます。）に応じた利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になる前に、本規程をよくお読みいただき、ご同意のうえご利用ください。

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

本規程において用いられる用語の意味は、別段の定めがある場合を除き、以下のとおりとします。

用語	意味
契約者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 保険契約者 (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人 (3) 年金開始後の年金受取人 (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者 (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人 (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
契約関係者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 被保険者 (2) 死亡保険金等の受取人 (3) 指定代理請求人 (4) 後継保険契約者 (5) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族
その他の本サービス利用者	本サービス利用者のうち、契約者または契約関係者のいずれにも該当しない者をいいます。
契約関係者等	契約関係者およびその他の本サービス利用者をいいます。
自動取引サービス	本サービスのうち、契約者がニッセイマイページ等を通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
契約関係者向けサービス	本サービスのうち、契約関係者がニッセイマイページを通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
他サービスへの連動機能	本サービス利用者がニッセイマイページ等を通じて当社または提供会社が提供するサービスを利用できる機能をいいます。
お客様番号（お客様ID）	契約者が締結している保険契約等のうち、当社が定める保険契約等（以下「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて所定の契約者に発行する番号をいい、契約者が初めてログインIDを登録するとき等に使用します。
初期暗証番号	当社が契約者に発行する番号をいい、契約者が暗証番号を登録するとき等に使用します。
暗証番号	契約者が初期暗証番号を用いて登録する任意の番号をいい、当社所定の専用端末を使用するとき等に使用します。
ログインID	本サービス利用者が登録する任意の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
ログインパスワード	本サービス利用者が登録する任意の英数字混在の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
本人認証	本サービスを利用しようとしている者が本サービス利用者本人であるかを確認することをいいます。
確認コード	本サービス利用者の本人認証のために、本サービス利用者が事前に確認コード送信先として登録したメールアドレス、携帯電話番号（これらを合わせて、以下「確認コード送信先」といいます。）に対し、当社が送信する番号をいいます。

生体情報	個人の顔、指紋、虹彩、声紋、掌紋等の身体の一部の特徴のうち、当社が認める情報をいいます。
認証データ	当社が提供する生体認証に関する機能（以下「生体認証機能」といいます。）にあらかじめ登録された本サービス利用者の生体情報をいいます。
生体認証	本サービス利用者の生体情報と認証データとを照合することをいいます。
生体認証サービス	生体認証機能により生体認証を行うことによって本人認証を行うサービスをいいます。
知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出現する権利を含みます。）をいいます。

第2章 本サービスの利用

第2条（登録）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、つぎの各号に定める方法により、申込および登録を行うものとします。
 - (1) お客様番号（お客様ID）は、契約者が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに契約者になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。このとき、契約者が未成年の場合その他当社が定める場合を除き、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。当社が申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて契約者にお客様番号（お客様ID）および初期暗証番号を発行します。ただし、契約者が未成年の場合、この初期暗証番号を発行しないため、本サービスの一部を利用できません。
 - (2) 契約者は、前号の規定にもとづき発行された初期暗証番号を用いて、当社の定める方法により暗証番号を登録することを要します。
 - (3) 契約者は、つぎの（ア）および（イ）を用いて、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録することを要します。
 - （ア）お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
 - （イ）暗証番号または初期暗証番号
 - (4) 第3項に定める方法により、ログインID等を登録している場合、契約者は、当社の定める方法によりお客様番号（お客様ID）と紐づけることを要します。
- 2 前項第1号の取引口座について、当社が定める場合には、契約者に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 3 契約関係者等は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先等を登録することを要します。ただし、契約関係者等が未成年の場合、本サービスは利用できません。
- 4 前3項の登録には、つぎの各号に定める条件を満たすことを要します。
 - (1) 暗証番号

契約者は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号を暗証番号として登録してはならないものとし、当社は、登録されている暗証番号が生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、契約者にその旨を連絡することがあります。この場合、契約者は当社が定める方法により暗証番号を変更することを要します。暗証番号の変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
 - (2) ログインID

本サービス利用者は、確認コード送信先または任意の文字列をログインIDとして登録することを要します。1人の本サービス利用者が複数のログインIDを登録してはならないものとします。また、任意の文字列を登録する場合、数字のみの文字列や、@等の一部文字は使用できません。なお、契約者の場合、お客様番号（お客様ID）をログインIDとして登録することもできます。
 - (3) ログインパスワード

本サービス利用者は、名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せをログインパスワードとして登録してはならないものとし、当社は、登録されているログインパスワードが名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せであると判断した場合は、本サービス利用者にその旨を連絡することがあります。この場合、本サービス利用者は当社が定める方法によりログインパスワードを変更することを要します。ログインパスワードの変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
 - (4) 確認コード送信先

本サービス利用者は、ご家族等と共用していないご自身の連絡先のうち、常に確認可能なものを当社が定める方法により登録することを要します。第三者の連絡先を登録してはならないものとします。
- 5 前4項にかかわらず、本サービス利用者または保険契約によっては、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。
- 6 本サービス利用者は、第1項第3号または第3項の規定にもとづき登録した確認コード送信先に対し、当社の定める方

法により、ログインIDの照会またはログインパスワードの再登録を申し出ることができます。

- 7 第1項第1号のほか、契約者の申出により当社は初期暗証番号を発行します。初期暗証番号発行後は、既に登録されている暗証番号があっても、これを無効とします。
- 8 契約者は、つぎの各号に定めるメールアドレスに対して、当社の定める基準にもとづき、当社の定める方法により、メールによる初期暗証番号の発行を申し出ることができます。
 - (1) 確認コード送信先メールアドレス
 - (2) その他当社の定める方法により事前に登録したメールアドレス
- 9 本規程が適用されている契約者が、新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第3条（停止・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に関して、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用者への事前通知を行うことなく本サービスの全部または一部の利用停止・終了、登録の抹消、登録メールアドレス・携帯電話番号の削除、および、損害賠償請求等の必要な対応を行うことがあります。
 - (1) 当社に提供した登録内容の全部または一部につき虚偽（当初の登録内容に変更があったにもかかわらず変更の手続きをしなかった場合を含みます。）があった場合
 - (2) 本サービス利用者が本規程に違反した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 本サービス利用者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (4) 本サービス利用者が反社会的勢力（第15条に定めます。）に関わる者である場合、またはそのおそれがある場合
 - (5) その他、当社が利用の継続を不適切と判断した場合
- 2 契約者は、つぎの各号に定める場合、お客様番号（お客様ID）が消滅し、以降は本サービスを利用することはできません。
 - (1) 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき
 - (2) 契約者が死亡したとき
- 3 前項にかかわらず、つぎのいずれかに該当する契約者は、お客様番号（お客様ID）が消滅して以降も契約関係者等として本サービスを利用することができます。
 - (1) 第2条第1項第4号の規定によりログインIDとお客様番号（お客様ID）の紐づけを行った場合
 - (2) 第7条第1項の規定により契約内容の共有を受けた場合
- 4 第2項に定める場合のほか、契約者が当社が定める方法により申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等（ただし、他サービスへの連動機能の一部を除きます。）を停止することができます。なお、この場合でも、当社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等を再開することができます。
- 5 契約関係者（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、第7条第5項および第6項の規定により契約内容の共有が停止されて以降もその他の本サービス利用者として本サービスを利用することができます。
- 6 契約関係者等（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、当社の定める方法によりいつでも退会することができます。退会後は、本サービスを利用することはできません。
- 7 前項に定めるほか、一定期間利用がない場合等、当社の定める基準により登録を削除することがあります。

第3章 本サービスの内容

第4条（自動取引サービス）

- 1 契約者は、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める取引およびその他当社の定める取引のうち、つぎの各号に定める取引をニッセイマイページ等を通じて行うことができます。なお、取引によっては、当社へ事前に連絡すること等を要します。
 - (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - (3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
 - (4) 給付金・保険金等の請求
 - (5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
 - (6) 保険金等の受取人の変更
 - (7) 指定代理請求人の指定、変更指定
 - (8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止
 - (9) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニーズ特約等の付加
 - (10) 定期保険等の更新等の手続
 - (11) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
 - (12) 払済保険への変更請求
 - (13) 特約変更の申込

(14) その他当社の定める取引

- 2 次条の規定により手数料をいただく場合は、契約者が第1項にもとづいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 3 自動取引サービスの支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- 4 自動取引サービスで、当社が契約者に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 5 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 6 ニッセイマイページの通信障害またはその他の理由により、自動取引サービスが利用できないときは、請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 7 複数の本規程適用契約がある契約者が、自動取引サービスを利用する場合（当社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特別の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特別に定めるほか、つぎのとおり取り扱いします。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱いします。
 - (1) 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
 - (3) 本規程適用契約のうち、有配当終身保険（H11）契約その他当社の定める保険契約（以下「有配当終身保険契約等」といいます。）についてはつぎのとおり取り扱いします。
 - (ア) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (イ) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利金合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (ウ) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (エ) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、2022年4月1日以前に保険契約者が、前項第3号（ア）の規定により貸付金の元利金の一部を返済する方法として、銀行口座振替を選択した場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定のとおり取り扱いします。
- 3 第3条第2項の規定によりお客様番号（お客様ID）が消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（契約内容の共有）

- 1 契約者は、当社の定める方法により、契約者が指定した契約関係者に対する契約内容の共有を当社に委託することができます。この場合、当社は、当社所定の番号（以下「招待コード」といいます。）を契約者に対して発行します。契約関係者が契約内容の共有を受けるにあたって、契約者は契約関係者に招待コードを連絡し、契約関係者はその招待コードを当社の定める方法によりニッセイマイページに入力することを要します。
- 2 契約者は、契約内容を共有するにあたって、つぎの各号に定める事項について、すべての契約関係者の同意を事前に得ることを要します。
 - (1) 当社が契約者からの委託を受け、契約関係者に対して、ニッセイマイページを通じて、第4項に定める情報を表示すること
 - (2) 当社より、契約関係者に対して連絡を行う場合があること
- 3 前2項にかかわらず、つぎの各号に定める場合には契約内容を共有することができません。
 - (1) 契約関係者が未成年の場合
 - (2) 同一契約の死亡保険金等の受取人が6人以上登録されている場合の、死亡保険金等の受取人
 - (3) その他当社が定める場合
- 4 当社は、契約内容の共有を受けた契約関係者に、当社の定める範囲内で、つぎの各号に定める情報をニッセイマイページを通じて表示します。
 - (1) 被保険者、死亡保険金等の受取人、指定代理請求人、後継保険契約者の場合
当社の定める保険契約のうち、契約者が指定した契約に限り、つぎに定める情報を表示します。
 - (ア) 保険契約を特定する番号
 - (イ) 契約日
 - (ウ) 商品名称
 - (エ) 保険金額・年金額・給付金額・給付日額
 - (オ) 保険名称、主契約・特約名称

- (カ) 支払事由
- (キ) 保険契約者および契約関係者の名前
- (ク) その他当社が定める情報
- (2) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族の場合
 - 当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、前号（ア）から（ク）に定める情報およびつぎに定める情報を表示します。
 - (ア) 契約者が当社に登録している住所
 - (イ) 契約者が当社に登録している電話番号
 - (ウ) その他当社が定める情報
- (3) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族のうち、[家族連絡・代理手続型]の場合で、かつ保険契約者代理特約にもとづき契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると当社が認めるときその他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると当社が認めるとき
 - 当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、第1号（ア）から（ク）および第2号（ア）から（ウ）に定める情報およびつぎに定める情報を表示します。なお、契約者から当社の定める方法により請求がある場合には、これを停止します。
 - (ア) 保険料金額
 - (イ) 保険契約貸付金の残高
 - (ウ) 積立配当金の金額
 - (工) その他当社が定める情報
- 5 契約者は、当社の定める方法により、契約内容の共有を停止することができます。
- 6 前項にかかわらず、つぎの各号に定める場合に、該当する契約関係者への契約内容の共有は停止します。
 - (1) 保険契約者変更等により、共有を委託していた契約者から他の契約者に変更となった場合
 - (2) 契約関係者が退会した場合
 - (3) 死亡保険金等の受取人の変更等により、共有を受けた契約関係者から他の契約関係者に変更となった場合
 - (4) 死亡保険金等の受取人・指定代理請求人・後継保険契約者・ご契約者サポートサービスの登録家族が改姓した場合
 - (5) 共有対象契約が消滅した場合
 - (6) その他当社の定める場合
- 7 契約関係者のうち、当社の定める保険契約の指定代理請求人およびご契約者サポートサービスの登録家族については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第1項により契約内容の共有を受ける場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にかかわらず、その契約関係者への通知物の送付の全部または一部を停止します。
 - (2) 第5項および第6項により契約内容の共有が停止する場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にもとづき、その契約関係者に通知物を送付することがあります。
- 8 ご契約者サポートサービスの登録家族が、ご契約者サポートサービス規程により当社が発行した招待コードを用いて契約内容の共有を受ける場合、その後の取扱は本条の規定を準用します。

第4章 本人認証

第8条（利用時の本人認証）

- 1 本サービス利用者が本サービスを利用する際、当社は、つぎの各号に定めるいずれかの方法で、本人認証を行います。この場合、本サービス利用者は、当社の求める本人認証に応じる必要があり、また、当社にて正常に本人認証が完了した場合に限り本サービスを利用することができます。
 - (1) 当社が定める方法により、本サービス利用者がログインIDおよびログインパスワードを当社に送信し、当社が受信した情報とあらかじめ登録されている情報がそれぞれ一致していることを確認すること
 - (2) 次条に定める方法により、本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した生体情報と一致していることを確認できたことを当社に送信し、当社がその情報を受信すること
- 2 前項にかかわらず、当社が定める取扱の範囲内で、本人認証を省略する場合があります。
- 3 当社は、当社が定める取扱の範囲内で、確認コード送信先に確認コードを送信する場合があります。このとき、本サービス利用者は受信した確認コードを当社の定める方法により入力することを要します。
- 4 契約者が、当社所定の専用端末を使用して、自動取引サービスを利用する場合は、第1項に定める本人認証に代えて、つぎの各号の全部または一部により本人認証を行なう場合があります。このとき、前項に代えて、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先またはその他の連絡先に確認コードを送信する場合があります。
 - (1) お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
 - (2) 暗証番号
 - (3) その他当社の定める情報

第9条（生体認証）

- 1 本サービス利用者が、前条第1項第2号の規定により本人認証を行うにあたり、日本生命アプリを本サービス利用者の端末（生体認証機能が動作可能なものに限り、以下「端末」といいます。）にインストールする必要があります。なお、それぞれの生体情報については、本サービス利用者の利用する端末が対応している場合にのみ用いることができます。
- 2 本サービス利用者は、生体認証サービスを利用して取引等を行うにあたり、当社の定める方法により、認証データを登

録するものとします。ここで、認証データとして登録できるのは、本サービス利用者本人の生体情報のみとし、その他の者を登録してはならないものとします。なお、生体認証サービスを利用して取引等を行う場合において、生体情報が当社に伝達されることはなく、また、当社のサーバ等に保管されることもありません。

- 3 本サービス利用者は、当社の定める方法により生体認証サービスの利用を停止することができます。
- 4 本サービス利用者以外の生体情報が、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されている場合、生体認証機能は、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録された情報を生体認証機能に登録された情報として取り扱う可能性があることから、このような端末を用いて生体認証サービスを利用して取引等が行われた場合、本サービス利用者以外の生体情報が入力されたにもかかわらず、認証データとの一致が確認されたものとして取り扱われる可能性があります。本サービス利用者は、日本生命アプリをインストールする端末には、当該本サービス利用者以外の生体情報が、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されないよう注意するものとします。本サービス利用者以外の生体情報が端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されていることに起因または関連して、本サービス利用者が被る一切の損害について、当社は責任を負いません。

第5章 その他

第10条（本サービス利用者の義務および責任）

- 1 本サービス利用者は、本サービスを利用するための通信機器やソフトウェア等の利用契約の締結をご自身の費用および責任において実施するものとします。
- 2 本サービス利用者は、本サービスの利用に際して登録したご自身に関する情報および本サービスの利用のために登録したお客様番号（お客様ID）、契約を特定する番号、初期暗証番号、暗証番号、ログインID、ログインパスワード、確認コード送信先および第2条第8項第2号により登録したメールアドレスを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらの漏洩・不正使用により本サービス利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 本サービス利用者は本サービスの利用にあたり、ご自身に関する真実かつ正確なデータを入力してください。登録内容に変更があった場合、速やかに登録内容の変更を行ってください。
- 4 生体認証サービスを利用する本サービス利用者は、認証データが保存された端末を、責任をもって管理するものとします。

第11条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、つぎの各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 他の本サービス利用者または第三者等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 他の本サービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をする行為
- (6) 事実と反する情報または事実と反するおそれのある情報を提供する行為
- (7) 第三者へのなりすまし行為や意図的に虚偽の情報を送信する行為
- (8) 当社業務に支障をきたす行為または迷惑をおよぼす行為
- (9) 他の本サービス利用者のログインパスワード等を入手したり、他人にログインパスワード等を開示・提供する行為
- (10) 当社のサーバー等のコンピュータに不正にアクセスする行為や、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信または書込む行為
- (11) 本サービスを複製、改変、翻案等し、または他のソフトウェアと結合等する行為
- (12) 他の本サービス利用者の個人情報等を無断で収集・蓄積する行為
- (13) 本サービスを、本来のサービス提供の目的と実質的に異なる目的で利用する行為
- (14) アプリストアの利用規約およびポリシーに反する行為
- (15) 本サービスにおいて当社が提供する一切の情報について、無断で複製、引用、転載または転送等をする行為
- (16) その他、当社、本サービスまたは他の本サービス利用者に不利益を及ぼすと当社が合理的に判断する一切の行為

第12条（免責）

- 1 当社は、本サービスにおいて当社の定める利用時間内で、信頼できるサービスや情報を本サービス利用者へ提供すべく努力していますが、つぎの各号について、一切保証しないものとします。本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、ご自身が本サービスおよび本サービスにおいて提供される情報や本サービスの有用性等を判断し、ご自身の責任でご利用ください。
 - (1) 当社が提供するコンテンツ情報、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報等を含み、提供する情報について、その正確性、最新性、真実性
 - (2) 本サービスおよび本サービスを通じて入手できる情報等が本サービス利用者の希望または期待を満たす適切なものであること
 - (3) 本サービスの提供に不具合、エラーまたは障害が生じないこと
 - (4) 本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないこと

- (5) 本サービスの存続または同一性が維持されること
- 2 当社は、本サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、前項およびつぎの各号の事由を原因として生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がない限り、一切その責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスを通じて、提供するコンテンツにより、本サービス利用者に生じた損害
- (2) 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスの無断改変、本サービスに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して本サービス利用者に生じた損害
- (3) 通信回線やコンピュータの障害等による、当社のサーバーやシステム、本サービスの中断、遅延、中止、データ消失等により生じた損害
- (4) 本サービスで使用する機器に起因して発生した損害
- (5) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由に起因して発生した損害
- (6) ログインID、ログインパスワード、お客様番号（お客様ID）、保険契約を特定する番号、初期暗証番号および暗証番号が詐取されたことに起因して発生した損害
- (7) 確認コード送信先に送信された情報が詐取されたことに起因して発生した損害
- (8) 本サービスを通じて最新の契約内容が共有されることに伴い、保険金・給付金等の支払の事実等を推測されたことに起因して発生した損害
- 3 本サービスに関して本サービス利用者間、または本サービス利用者と第三者との間で発生した一切のトラブルおよび紛争については、本サービス利用者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

第13条（サービスの変更・中断・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。
- 2 本サービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、本サービス利用者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は一切の責任を負いません。

第14条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程にもとづく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身について、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約するものとします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）
- (2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者（以下「元暴力団等反社会的勢力」という。）
- (3) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの
- (4) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの
- (5) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身または第三者を利用してつぎの各号のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本サービス利用者が、前2項の表明または確約に反したことが判明した場合には、本規程を、一切の催告を要せず直ちに解除して本サービスの提供を中止することができます。この場合、当社は、本サービス利用者に対し、その名目を問わず一切の金員の支払義務を負担しません。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

本サービス利用者は、本サービスに関する本サービス利用者としての地位および当該地位にもとづく権利義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第17条（本規程の変更）

- 1 当社は、つぎのいずれかに該当する場合、本サービス利用者の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
- (1) 本サービス利用者の利益に適合するとき
- (2) 当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）にもとづき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 当社は、第1項にもとづかず本規程の変更を行う場合には、変更後の規程の内容について、前項に定める方法により

周知したうえで、本サービス利用者の同意を得るものとします。本サービス利用者から明示的な同意を得ることができない場合であっても、前項に定める方法により周知した後、本サービス利用者が一切の留保なく本サービスを利用した場合は、本サービス利用者は当該変更後の規程の内容に同意したものとみなします。

第18条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第19条（裁判管轄）

本規程および本サービスの利用に関する一切の訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスを通じて、名前やメールアドレス等の連絡先等の情報を取得します。また、本サービスにおける利用履歴の情報を取得し、本サービスで登録した情報と組み合わせて、個人情報として利用することがあります。
- 2 当社は、本サービスを通じて取得した情報を以下の利用目的に利用します。
 - (1) 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務
- 3 本サービスで取得した情報や利用履歴等の情報をもとに、グループ会社・提携会社を含む保険商品等の各種商品・サービスの案内（日本生命職員等による訪問・電話・メールおよびその他方法による案内を含みます。）をする場合があります。本サービスにおける利用履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用する場合があります。
- 4 本サービス利用者からご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認のうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。
（詳しくは、当社ホームページ「開示等請求手続きについて」(<https://www.nissay.co.jp/info/kojinjoho/kaijiseiky u.html>)をご覧ください。)

なお、個人情報保護法その他の法令により、当社が訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合、本条の定めは適用されません。

第21条（被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供）

当社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、契約者を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第23条（経過措置）

- 1 「お客様ID規程」によりお客様番号（お客様ID）の発行を受け暗証番号を登録した契約者が、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先の登録を実施する場合、第2条第1項の規定を準用します。ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録して以降は「お客様ID規程」に代えて本規程を適用します。
- 2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 3 「お客様ID規程」が適用された契約者が、2024年10月2日以降に新たに当社と保険契約を締結する際に、本規程を締結した場合、2025年3月31日まではログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録せずに、本サービスの一部を利用することができます。この場合、「お客様ID規程」第3条および第12条の規定を適用します。
- 4 第1項または第3項の場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、第6条の規定を引き続き適用します。

法人向けお客様ID規程

(2024年4月2日改定)

法人向けお客様ID規程の趣旨

法人向けお客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。なお、本規程は法人のお客様に適用するものとします。

- (1) お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様ID、パスワードおよびセキュリティコード（以下、「お客様ID等」といいます。）を発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様ID等が発行された保険契約者等は、当社が定める場合に本規程に定めるニッセイ法人インターネットサービス等の各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）または締結後、発行を申し込むことができます。
- 2 当社が前項の申し込みを承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行し通知します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。
- 5 当社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込を行った法人に対し、不承諾理由の開示その他何らの義務も負わないものとします。
 - (1) 申込に必要な事項を届け出していない場合
 - (2) 虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
 - (3) その他、当社が不相当と判断した場合
- 7 保険契約により、つぎの各号に定める取扱について、全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）に定める取扱
 - (3) 第4条（当社所定の専用端末による取引）に定める取扱

第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）

- 1 当社は、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与したパスワードおよび仮セキュリティコードを通知します。
- 2 保険契約者等は、前項の規定により通知されたパスワードおよび仮セキュリティコードを用いて、当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 3 前2項の規定に関わらず、保険契約者等がインターネットによりお客様IDの発行の申込をした場合は、次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) インターネットによりお客様IDの発行の申込をした保険契約者等は、インターネットでの申込時にパスワードを登録することを要します。
 - (2) 当社は、前号にもつぎ、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与した仮セキュリティコードを通知します。
 - (3) 保険契約者等は、第1号の規定により登録したパスワードおよび第2号の規定により通知された仮セキュリティコードを用いて当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 4 保険契約者等は、前項の規定により登録したパスワードについて、電話番号、住所の番地、お客様IDおよび同数字等、他人が容易に推測できる番号は登録してはならないものとします。また、前2項に規定するセキュリティコードについて、保険契約者等の名称、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同英数字等、他人が容易に推測できる英数字列は登録してはならないものとします。セキュリティコードの登録が行われない場合は、第3条に定める取引ができず、所定の期日経過後に仮セキュリティコードは無効となります。
- 5 パスワード、セキュリティコードおよび第1項または第3項第2号の規定により通知された仮セキュリティコードは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、インターネットに接続されたコンピュータ端末（以下、「端末」といいます。）から当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について適用される約款に定めるつぎの取引およびその他当社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
 - 保険契約貸付の請求
 - 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - その他当社の定める取引
- 当社が受信したお客様ID等と当社が発行したお客様ID等の一致を確認した場合には、当社は保険契約者等あるいは保険契約者等から正当な利用権限を付与されている者（以下、「利用担当者」といいます。）からの請求とし、受信内容を保険契約者等の請求内容として取り扱います。
- 第5条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用（以下、「インターネットによる取引」といいます。）における支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- インターネットによる取引で、当社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 当社はインターネットによる取引のうち当社が指定する取引の内容について、保険契約者等に当社の定める方法により通知します。
- 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 当社は、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引の内容を変更または終了することがあります。
- 当社は、天災、災害その他のやむを得ない事由が生じた場合のほか、サービス提供のための設備の保守点検、故障もしくは更新、または運営上の必要等の事由により、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引を中断することがあります。

第4条（当社所定の専用端末による取引）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、当社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、金額等を送信することを要します。

専用端末から、当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について前条第1項に定める取引ができます。
- 前項に該当する場合は、前条第2項から第9項の規定を準用します。この場合、前条の「インターネットによる取引」は、「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者等が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 第16条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（お客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合または利用担当者以外の者に使用されたことを認知した場合には、ただちにパスワードおよびセキュリティコードを変更のうえ、当社の指定した方法で通知してください。この通知を受けたときは、当社は、ただちにインターネットによる取引の利用停止の措置を講じます。この通知を当社が受け付けた時より前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、保険契約者等のお客様IDを入力したうえで、登録された内容と異なるパスワード、仮セキュリティコードまたはセキュリティコードが、当社の定める回数以上連続して入力された場合は、当社はインターネットによる取引の利用を停止します。保険契約者等がインターネットによる取引の利用の再開を希望する場合には、必要書類を当社の本店または当社の指定した場所に提出してください。

第8条（届出事項の変更等）

保険契約者等は、当社に届け出た保険契約者等の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、取引口座およびその他の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当社の定める変更手続を行うものとします。

第9条（提携企業が定める規程等の適用）

本規程にもとづきお客様IDの発行を受けた保険契約者等については、当社と提携する企業（以下、「提携企業」といいます。）がサービスを提供する場合、本規程のほか、提携企業の規程等に従うものとします。

第10条（当社の免責）

つぎの各号に定める事由または提携企業が提供するサービスにより生じた損害について、当社は責任を負いません。

- (1) 当社または当社の委託先、提携先その他当社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延または不能等が発生したとき
- (2) インターネット等の通信経路において、当社が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、盗聴または不正アクセス等がなされたことにより、お客様ID等および仮セキュリティコードまたは取引情報等が漏洩したとき
- (3) 当社が第2条の定めるところによりお客様ID、パスワードおよび仮セキュリティコードを保険契約者等に通知する際に、郵送上の事故等当社の責めに帰すことのできない事由により、第三者にこれらの情報が漏洩したとき
- (4) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延または不能等が発生したとき
- (5) 第17条に定める事由により、当社がインターネットによる取引を停止したとき
- (6) 第3条第8項および第9項に定める事由により、当社がインターネットによる取引を変更、終了、中断したとき
- (7) 第3条および第4条第1項に定める取引を行う場合で、当社がつぎの①②③についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行った場合において、お客様ID等に不正取得、不正使用その他の事故があったとき
 - ① 当社が受信したお客様IDと当社が発行したお客様ID
 - ② 当社が受信したパスワードと当社に登録されているパスワード
 - ③ 当社が受信したセキュリティコードと当社に登録されているセキュリティコード
- (8) 保険契約者等が、提携企業が提供するサービスを利用したとき
- (9) 保険契約者等が、本規程に違反する行為を行ったときまたは保険契約者等に故意または過失があったとき

第11条（情報の利用）

- 1 当社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行の申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報（以下、「保険契約者等の情報」といいます。）について、「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。
- 2 当社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第12条（パスワードおよびセキュリティコードの変更）

保険契約者等は、パスワードおよびセキュリティコードの変更を、当社の定める方法で行うことができます。ただし、保険契約者等がお客様ID等を失念した場合、ならびに第17条の規定により当社が保険契約者等に対するインターネットによる取引を停止している場合には、書面による変更手続きに限るものとします。

第13条（お客様ID等の管理）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードを自己の責任において厳重に管理するものとし、利用担当者以外の者には開示しないものとします。また、保険契約者等は、利用担当者の変更または異動等が生じた場合その他、利用担当者以外の者がお客様ID等および仮セキュリティコードを知りまたは知りうる状態が生じた場合は、すみやかにパスワードおよびセキュリティコードを変更するものとします。

第14条（お客様ID等の譲渡の禁止）

保険契約者等は、利用担当者以外の者に対しお客様ID等および仮セキュリティコードを利用させることはできません。また、保険契約者等はお客様ID等および仮セキュリティコードの譲渡、売買等を行うことはできません。

第15条（保険契約の追加等の場合の取扱）

- 1 保険契約者等は、お客様IDの発行の申込時に、当社が提示する本規程適用契約について、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当社に申し出るものとします。その場合、当社は当該保険契約を確認したうえで、新たに本規程適用契約に追加し、または本規程適用契約から除外します。
 - (1) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約として登録されていない場合
 - (2) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約に該当しないにもかかわらず本規程適用契約として登録されている場合
- 2 保険契約者等が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社は、当社の定める方法により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。
- 3 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社の定める方法により、当該各号に該当する保険契約についても本規程適用契約に追加します。
 - (1) 本規程適用契約として登録されていないものが、本規程適用契約に該当することが判明した場合
 - (2) 当社が本規程適用契約の対象となる保険種類を拡大し、保険契約者等の保険契約が新たに本規程適用契約に該当した場合
- 4 保険契約者等は、特定の保険契約を、本規程適用契約から任意に除外することはできません。

5 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に該当する保険契約を本規程適用契約から除外することができます。

- (1) 本規程適用契約が消滅した場合
- (2) 本規程適用契約の変更手続により、保険契約者等が本規程適用契約の保険契約者でなくなった場合
- (3) その他、当社の定める場合

第16条（お客様IDの消滅）

保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。

第17条（インターネットによる取引の停止等）

前条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、インターネットによる取引を停止することがあります。

- (1) 保険契約者等が当社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
- (2) 保険契約者等がお客様IDの発行の申込承諾後に第1条第6項のいずれかに該当した場合
- (3) 保険契約者等がインターネットによる取引の利用にあたって、つぎのいずれかに該当した場合
 - ① お客様ID等および仮セキュリティコードを不正に使用し、もしくは第三者に使用させたとき、または当社のシステムに不正アクセスし、ハッキングし、もしくはウイルスその他の不正なプログラムを送信し、またはこれらの行為を行おうと試みたとき
 - ② 虚偽の届出を行ったとき
 - ③ 当社または第三者の権利を侵害したときおよびそのおそれのあるとき
 - ④ 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑤ 法令に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑥ その他保険契約者等が本規程に違反した場合等、当社がインターネットによる取引の提供を不適当と認めたとき
- (4) 保険契約者等が当社に対し、第7条に定める通知を行った場合またはお客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等のおそれがあると当社が判断した場合

第18条（当社からの通知）

- 1 当社から保険契約者等への通知は、当社の定める方法により保険契約者等が届け出た住所、電話番号または電子メールアドレス（以下、「通信先」といいます。）に宛てて発信するものとします。当社が保険契約者等の届け出た通信先に発信した通知は、通常到達すべき時期に保険契約者等に到達したものとみなします。
- 2 当社は、前項の規定により通信先に宛てて発信した通知が不着となった場合、第3条に定めるインターネットによる取引および第4条に定める当社所定の専用端末による取引の全部または一部の提供を停止することがあります。

第4編 付則

第19条（終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定）

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第6条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金支払開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (4) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところにより扱います。
- 3 第16条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第20条（裏書の省略）

主契約の契約日が2012年4月1日以前の所定の本規程適用契約について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第21条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて当社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第22条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第23条（規程の変更、廃止）

1 当社は、次のいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

（1）保険契約者等の利益に適合するとき

（2）当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき

2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く。）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。

第24条（経過措置）

1 「お客様ID規程」が適用されていた保険契約者等が、第1条に準じて各種サービスの利用を申し出た場合は、「お客様ID規程」の適用は終了し、「法人向けお客様ID規程」を適用します。

2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。

3 2010年4月1日以前に「ニッセイ法人インターネットサービス」に加入していた保険契約者等については、2010年4月2日より「法人向けお客様ID規程」を適用します。

4 2022年4月2日以降、第19条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第19条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第19条第2項は失効せず、当該取引について、第19条第2項を適用します。